

高松市告示第711号 高松市病院局告示第6号

測量・建設コンサルタント業務等に係る令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定める件(令和6年高松市告示第800号・令和6年高松市病院局告示第2号。以下「入札参加資格告示」という。)第6項の規定に基づき、中間年における資格審査(入札参加資格告示第1項に規定する資格審査をいう。以下同じ。)及び資格者名簿(入札参加資格告示第1項に規定する資格者名簿をいう。以下同じ。)に登載された者(以下「有資格者」という。)に係る業種(入札参加資格告示第1項第3号に規定する業種をいう。以下同じ。)の追加に係る申請期間及び方法等について定めたので、公示します。

令和7年10月28日

高松市長 大 西 秀 人

高松市病院事業管理者 和 田 大 助

- 1 中間年における資格審査に係る申請期間及び方法等
 - (1) 競争入札に参加することができる者 入札参加資格告示第1項の定めるところによる。
 - (2) 資格審査の業種区分 入札参加資格告示第2項の定めるところによる。
 - (3) 資格審査の申請方法及び提出書類

申請方法及び提出書類の要項は、入札参加資格告示第3項の規定にかかわらず、 次のとおりとする。なお、詳細は、令和7・8年度測量・建設コンサルタント業務 等入札参加資格審査申請要領(新規及び業種の追加申請)の定めるところによる。

ア 申請方法

(ア) 申請書類の提出期間

令和7年12月1日(月)から同月19日(金)まで(同日午後5時までに 必着のこと。)

(イ) 申請書類の提出場所

高松市財政局契約監理課

(ウ) 申請書類の提出方法

一般書留、簡易書留又はレターパックプラスで郵送すること。ただし、行政書士が2通以上の申請書類を提出する場合は持参することを認める。この場合の提出期間は、令和7年12月1日(月)から同月19日(金)(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び土曜日を除く。)までとする。

(エ) 申請書類不備の場合の取扱い

書類の補正を求めた上で、その不備のまま仮受付とする。令和7年12月25日(木)午後5時までに当該補正に係る書類の全ての提出がないときは、仮受付は無効となる。補正に係る書類を提出する場合は、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスで郵送すること。ただし、行政書士が2通以上の補正に係る書類を提出する場合は持参することを認める。

イ 提出書類

測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書に次の書類を添えて申請すること(業種の追加を申請する有資格者にあっては、(オ)に掲げる書類の提出を要しない場合がある。)。

- (ア) 入札参加資格告示第1項第3号アからウまでの登録又は同項第4号の資格を 有する者にあっては、当該資格を証する書面の写し
- (イ) 入札参加資格告示別表土木の業種欄において○を付した業務に係る建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)による登録を受けている者にあっては、当該登録を受けていることを証する書面の写し
- (ウ) 入札参加資格告示別表地質の業種欄において○を付した業務に係る地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)による登録を受けている者にあっては、当該登録を受けていることを証する書面の写し
- (エ) 入札参加資格告示別表補償の業種欄において○を付した業務に係る補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)による登録を受けている者にあっては、当該登録を受けていることを証する書面の写し
- (オ) 税に関する証明書等

次のaからdまでの区分による証明書等(その証明日はいずれも、申請日前3月以内でなければならない。)

- a 高松市内に事務所・事業所(店舗等を含む。)を有する法人
 - (a) 営業証明書

- (b) 高松市税(全税目)についての滞納無証明書
- (c) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書
- b 高松市内に事務所・事業所(店舗、事業を営む自宅等を含む。)を有する個人
 - (a) 住民票の写し又は令和7・8年度測量・建設コンサルタント業務等入札 参加資格審査申請要領 (新規及び業種の追加申請) において定める書類 (いずれも住民票の住所が高松市内である場合に限る。)
 - (b) 高松市税(全税目)についての滞納無証明書
 - (c) 所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書
- c 高松市内に事務所・事業所(店舗等を含む。)を有しない法人 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書
- d 高松市内に事務所・事業所(店舗、事業を営む自宅等を含む。)を有しない 個人

所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書

(カ) その他令和7・8年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査 申請要領(新規及び業種の追加申請)において必要とされた書類

2 資格審査

入札参加資格告示第4項の定めるところによる。

- 3 資格審査の結果通知及び資格者名簿への登載 入札参加資格告示第5項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者については、各発注機関(高松市長及び高松市病院事業管理者をいう。次号において同じ。)が、市内企業(入札参加資格告示第5項第1号に規定する市内企業をいう。以下同じ。)及び市内企業以外ごとに編成し、その商号又は名称、代表者の氏名、住所又は所在地、業種その他必要な事項を資格者名簿に登載するものとし、次号の規定による公表をもって通知に代えるものとする。
 - (2) 資格者名簿は、次号に定める有効期間中、その登載事項のうち商号又は名称、住 所又は所在地及び業種を契約監理課ホームページにおいて公表するものとする。
 - (3) 中間年における資格審査に係る資格者名簿の有効期間は、令和8年4月1日から 令和9年3月31日までとする。

4 その他

入札参加資格告示第7項から第10項までに定めるところによる。